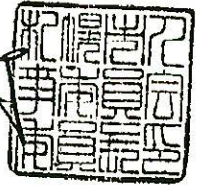


札幌市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年12月4日

札幌市人事委員会

委員長 常平 照松



札幌市人事委員会規則第//号

札幌市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則

(札幌市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第1条 札幌市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和47年人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

(1) 別表7(3)医師職給料表昇格時号俸対応表の表中

26	31
26	32
27	33
27	34
28	35
28	36
29	37
29	37
29	38
30	38
30	39

25	31
26	32
26	33
26	34
27	35
27	36
27	37
28	37
28	38
28	38
29	39

30	39
31	40
31	40
31	41
32	41
32	42
32	42
33	43
	43
	44
	44
	45
	45
	45
	46
	46
	46
	46
	47
	47
	47
	48
	48
	48
	48
	49
	49
	49
	49
	50
	50

を

29	39
29	40
30	40
30	41
30	41
31	41
31	42
31	42
	42
	43
	43
	43
	43
	44
	44
	44
	44
	45
	45
	45
	45
	46
	46
	46
	47
	47
	47
	48
	48
	48
	48
	49
	49

に改める。

	50
	50
	51
	51
	51
	51
	52

	49
	50
	50
	50
	51
	51
	51

(2) 別表8(1)行政職給料表降格時号俸対応表の表及び(2)消防職給料表降格時号俸対応表の表中

28	67
29	68
30	69

を

28	68
29	69
30	70

に改め、別表8(3)

医師職給料表降格時号俸対応表の表中

46
48
50
52
55
58
61
64

を

47
50
53
56
59
62
65
65

に

62
64

63
66

66		69
68		72
71		75
74	を	78
77		81
80		84
84		87
88		90
92		93

に改める。

(札幌市職員初任給調整手当支給規則の一部改正)

第2条 札幌市職員初任給調整手当支給規則(昭和47年人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

期間の区分	職の区分	
	子ども発達支援総合センターに置かれる職	子ども発達支援総合センターに置かれる職以外の職
	円	円
16年未満	309,200	251,700
16年以上17年未満	305,900	249,100
17年以上18年未満	302,600	246,500
18年以上19年未満	299,300	243,900
19年以上20年未満	296,000	241,300
20年以上21年未満	292,700	238,700
21年以上22年未満	279,700	227,300
22年以上23年未満	265,700	215,400
23年以上24年未満	252,200	203,400
24年以上25年未満	238,300	191,600



25年以上26年未満	224,600	179,800
26年以上27年未満	207,000	165,400
27年以上28年未満	189,900	151,100
28年以上29年未満	172,600	136,800
29年以上30年未満	155,000	122,500
30年以上31年未満	137,000	107,500
31年以上32年未満	118,700	92,700
32年以上33年未満	100,800	77,500
33年以上34年未満	76,200	59,500
34年以上35年未満	51,900	41,100

(札幌市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第3条 札幌市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(平成25年人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「100分の200」を「100分の210」に、「100分の240」を「100分の250」に改め、同条第2項中「100分の95」を「100分の100」に、「100分の115」を「100分の120」に改める。

第4条 札幌市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「100分の210」を「100分の205」に、「100分の250」を「100分の245」に改め、同条第2項中「100分の100」を「100分の97.5」に、「100分の120」を「100分の117.5」に改める。

(札幌市立学校教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第5条 札幌市立学校教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成29年人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

(1) 別表7(1)教育職給料表(高等学校、特別支援学校等)昇格時号俸対応表の表中

26
27
28
29
29
30
30
31
31
32
32
33
33
33
34
34
34
35
35
35
36

を

25
26
26
27
27
28
28
29
29
30
30
31
31
32
32
33
33
34
34
34
35
35

に、

38	42
39	43
40	44
41	45
41	46

37	42
38	43
38	44
39	45
39	46

4 2	4 7
4 2	4 8
4 3	4 9
4 3	5 0
4 4	5 1
4 4	5 2
4 5	5 3
4 5	5 4
4 6	5 5
4 6	5 6
4 7	5 7
4 7	5 8
4 8	5 9
4 8	6 0
4 9	6 1
4 9	6 2
5 0	6 3
5 0	6 4
5 1	6 5
5 1	6 6
5 2	6 7
5 2	6 8
5 3	6 9
5 3	7 0
5 4	7 1
5 4	7 2
5 5	7 3
5 5	7 4
5 6	7 5

4 0	4 7
4 0	4 8
4 1	4 9
4 1	5 0
4 2	5 1
4 2	5 2
4 3	5 3
4 3	5 4
4 4	5 5
4 4	5 6
4 5	5 7
4 5	5 8
4 6	5 9
4 6	6 0
4 7	6 1
4 7	6 2
4 8	6 3
4 8	6 4
4 9	6 5
4 9	6 6
5 0	6 7
5 0	6 8
5 1	6 9
5 1	7 0
5 2	7 1
5 2	7 2
5 3	7 3
5 3	7 3
5 4	7 4

56	76
57	77
57	77
57	78
58	78
58	79
58	79
59	80
59	80
59	81
60	81
60	82
60	82
61	83
61	83
61	84
61	84
61	85
62	85
62	85
62	85
62	85
62	86
63	86
63	86
63	86
63	86
63	87
64	87

を

54	74
55	75
55	75
56	76
56	76
57	77
57	78
57	79
57	80
58	81
58	81
58	82
58	82
59	83
59	83
59	84
59	84
60	85
60	85
60	85
60	85
61	85
61	86
61	86
61	86
61	86
61	86
62	87
62	87

に改め、別表7(2)



64	87
64	87
64	87
64	88
65	88
65	88
65	88
65	88
65	89
66	89
66	90
66	90
66	91
66	
67	
67	
67	
67	
67	
68	
68	

62	87
62	87
62	87
62	88
63	88
63	88
63	88
63	88
63	89
63	89
64	90
64	90
64	91
64	
64	
64	
65	
65	
66	
66	
67	

教育職給料表（小学校、中学校、幼稚園等）昇格時号俸対応表の表中

38
39
40
41
41

37
38
38
39
39

4 1
4 2
4 2
4 2
4 3
4 3
4 3
4 4

を

4 0
4 0
4 1
4 1
4 2
4 2
4 3
4 3

に、

」

」

「

「

5 4	3 9
5 4	4 0
5 5	4 1
5 5	4 2
5 6	4 3
5 6	4 4
5 7	4 5
5 8	4 6
5 9	4 7
6 0	4 8
6 1	4 9
6 1	5 0
6 1	5 1
6 2	5 2
6 2	5 3
6 2	5 4
6 3	5 5
6 3	5 6
6 3	5 7

5 3	3 9
5 4	4 0
5 4	4 1
5 4	4 2
5 5	4 3
5 5	4 4
5 5	4 5
5 6	4 6
5 6	4 7
5 6	4 8
5 7	4 9
5 7	5 0
5 8	5 1
5 8	5 2
5 9	5 3
5 9	5 4
6 0	5 5
6 0	5 6
6 1	5 7

64	58
64	59
64	60
65	61
65	62
65	63
65	64
65	65
65	66
65	67
66	68
66	69
66	69
66	70
66	70
66	71
66	71
67	72
67	72
67	73
67	74
67	75
67	76
67	77
68	78
68	79
68	80
68	81
	81

を

61	58
61	59
61	60
62	61
62	62
62	63
62	64
63	65
63	65
63	66
63	66
64	67
64	67
64	68
64	68
65	69
65	70
65	71
65	72
66	73
66	74
66	75
66	76
67	77
67	77
67	78
67	78
68	79
	79

に改める。

	82
	82
	83
	83
	84

	80
	80
	81
	82
	83

(2) 別表8(1)教育職給料表（高等学校、特別支援学校等）降格時号俸対応表  
の表中

35
36
38
39
40
41
42
43
44

を

36
37
38
39
41
42
43
44
45

に、

45	52
46	53
47	54
48	56
50	57
52	58
54	59
56	60
59	60

46	52
48	54
50	55
52	56
54	57
56	58
58	59
60	60
62	61



62	61
65	62
68	63
69	64
70	65
71	66
72	67
74	68
76	69
78	70
80	71
82	73
84	74
86	75
88	76
90	77
92	78
94	79
96	80
98	81
100	82
102	83
104	84
107	85
110	86
113	87
116	88
121	89
126	90

を

64	62
66	63
68	64
70	65
72	66
74	67
76	68
78	69
80	70
82	71
84	72
86	73
88	74
90	75
92	76
94	77
96	78
98	79
100	80
102	81
104	82
106	83
108	84
112	85
116	86
120	87
124	88
130	89
136	90

に、

131	91
136	92
141	93
146	94
151	95

142	91
148	92
150	93
152	94
153	95

101
102
103
104
106
108
110

102
104
106
108
109
110
111

を

に改め、別表8(2)教育職給料表(小学

校、中学校、幼稚園等)降格時号俸対応表の表中

16	47
17	48
18	50
19	51
20	52
21	53
23	54
24	55
25	56

を

16	48
17	49
18	50
19	51
20	53
22	54
23	55
24	56
25	57

に、

34	65
----	----

を

34	66
----	----

に、

3 5	6 6
-----	-----

3 5	6 7
-----	-----

4 1	7 2
4 2	7 3
4 3	7 4
4 4	7 5
4 5	7 6
4 6	7 7
4 7	7 8
4 8	7 9
5 1	8 1
5 4	8 2
5 7	8 3

4 1	7 3
4 2	7 4
4 3	7 5
4 4	7 6
4 6	7 7
4 8	7 8
5 0	7 9
5 2	8 0
5 4	8 1
5 6	8 2
5 8	8 3

を

に、

7 8	9 3
8 0	9 4
8 2	9 5
8 4	9 6
8 5	9 7
8 6	9 8
8 7	9 9
8 8	1 0 0
9 1	1 0 1
9 4	1 0 2
9 7	1 0 3
1 0 0	1 0 4
1 0 7	1 0 5

7 9	9 3
8 2	9 4
8 5	9 5
8 8	9 6
9 0	9 7
9 2	9 8
9 4	9 9
9 6	1 0 0
1 0 0	1 0 1
1 0 4	1 0 2
1 0 8	1 0 3
1 1 2	1 0 4
1 1 6	1 0 6

を

に、

114	106
121	107
125	108
125	110
125	112
125	114

120	108
124	110
125	112
125	113
125	114
125	115

121
122
123
124
126
128
130

を

122
124
126
128
129
130
131

に改める。

(札幌市立学校教育職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第6条 札幌市立学校教育職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(平成29年人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「100分の200」を「100分の210」に改め、同条第2項中「100分の95」を「100分の100」に改める。

第7条 札幌市立学校教育職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「100分の210」を「100分の205」に改め、同条第2項中「100分の100」を「100分の97.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この規則は、札幌市職員給与条例等の一部を改正する条例(令和5年



条例第28号)の施行の日から施行する。ただし、第4条及び第7条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の札幌市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表8(1)行政職給料表降格時号俸対応表、(2)消防職給料表降格時号俸対応表及び(3)医師職給料表降格時号俸対応表の規定、第2条の規定による改正後の札幌市職員初任給調整手当支給規則別表の規定並びに第5条の規定による改正後の札幌市立学校教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表8(1)教育職給料表(高等学校、特別支援学校等)降格時号俸対応表及び(2)教育職給料表(小学校、中学校、幼稚園等)降格時号俸対応表の規定は令和5年4月1日から、第3条の規定による改正後の札幌市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第12条の規定及び第6条の規定による改正後の札幌市立学校教育職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第11条の規定は同年12月1日から適用する。

(札幌市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 第2条 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間において、新たに札幌市職員給与条例(昭和26年条例第21号)別表3の適用を受けることとなった同条例第2条に規定する職員(以下「職員」という。)及び昇格をした職員(あらかじめ人事委員会の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。)のうち、第1条の規定による改正前の札幌市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定を適用した場合における号俸に達しない者の、当該適用又は昇格の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

(札幌市立学校教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 第3条 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間において、新たに札幌市立学校教育職員の給与に関する条例(平成28年条例第48号)別表1又は別表2の適用を受けることとなった同条例第1条に規定する教育職員(以下「教育職員」という。)及び昇格をした教育職員(あらかじめ人事委員会の承認を得て号俸を決定することとされている教育職員を除く。)の

うち、第5条の規定による改正前の札幌市立学校教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定を適用した場合における号俸に達しない者の、当該適用又は昇格の日における号俸については、なお従前の例によることができる。